

吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条
並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書類)

2022 年 7 月 19 日

岡三証券株式会社
丸三証券株式会社

吸収分割に関する事後開示書類

2022年7月19日

東京都中央区日本橋一丁目17番6号
岡三証券株式会社
代表取締役社長 池田 嘉宏

東京都千代田区麴町三丁目3番6
丸三証券株式会社
代表取締役社長 菊地 稔

岡三証券株式会社(以下「吸収分割承継会社」といいます。)及び丸三証券株式会社(以下「吸収分割会社」といいます。)は、両社間の2022年3月15日付吸収分割契約書(以下「本件契約」といいます。)に基づき、2022年7月19日を効力発生日として、吸収分割会社が経営する事業のうち、通信販売部に係る事業(マルサントレード及びコールセンターに係る事業を含む。)に関して有する権利義務の一部を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割(以下「本件分割」といいます。)を行いました。

本件分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)

2022年7月19日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第189条第2号)

(1) 会社法第784条の2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、吸収分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

本件分割は、吸収分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過

吸収分割会社において、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存在しないため、吸収分割会社は、会社法第 787 条の規定による手続を行っておりません。

(4) 会社法第 789 条(債権者異議)の規定による手続の経過

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 4 月 19 日付で、吸収分割会社の債権者に対し、官報及び電子公告にて公告をいたしました。本件分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、吸収分割承継会社において会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

本件分割は、吸収分割承継会社において会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、会社法第 797 条第 1 項ただし書により、株主は、株式買取請求権を有しないことから、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条(債権者異議)の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 4 月 19 日付で、吸収分割承継会社の債権者に対し官報及び電子公告にて公告をいたしました。本件分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者は

ありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

吸収分割承継会社は、本件分割が効力を生じた 2022 年 7 月 19 日に、本件契約の別紙に記載された権利義務を承継いたしました。

なお、吸収分割承継会社が本件分割により吸収分割会社から承継した資産の額は金 16,567,000,000 円(暫定値)であり、負債の額は金 16,567,000,000 円(暫定値)です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日(会社法施行規則第 189 条第 5 号)

2022 年 7 月 19 日(予定)

6. その他吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6 号)

吸収分割会社は、本件分割に際し、商法等の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 90 号)附則第 5 条の規定に基づく協議及び会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成 12 年法律第 103 号)第 2 条の規定に基づく労働者及び労働組合への通知等を行いました。所定の期間内に異議を申し出た労働者はありませんでした。

以 上